

第11回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年4月7日(火) 18:40～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生状況について
- (2) 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について
- (3) その他

3 閉 会

(配布資料)

【資料1】 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生状況について

【資料2】 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について

【資料3】 県民の皆さまへのメッセージ

第11回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	大島幸一	
6	企画調整部	部長	橋清司	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	渡辺仁	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	子ども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	宮村安治	
13	観光交流局	局長	國分守	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	高荒由幾	
18	企業局	局長	安達和久	
19	病院局	局長	伊藤直樹	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	林学	
○	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	保健福祉部	次長 (健康衛生担当)	三浦爾	
2	保健福祉部地域医療課	課長	熊谷光彦	
3	保健福祉部医療調整担当	課長	金成由美子	
4	保健福祉部地域医療課	主幹兼副課長	吾妻正明	
5	保健福祉部地域医療課	主幹	薄葉由美	
6	保健福祉部地域医療課	専門保健技師	幕田真弓	

新型コロナウイルス感染症患者の県内発生状況について

令和2年4月6日現在

事例	陽性判明日	保健所 (市町村)	年代	性別	入院/退院	備考
1	3月7日	いわき市	70代	男性	退院	
2	3月14日	郡山市	70代	女性	入院中	
3	3月31日	福島市	70代	男性	入院中	
4	3月31日	福島市	20代	女性	入院中	
5	4月1日	福島市	70代	女性	入院中	3例目患者の濃厚接触者。
6	4月1日	相双 (南相馬市)	50代	男性	入院中	
7	4月2日	相双 (南相馬市)	70代	女性	入院中	6例目患者の濃厚接触者。
8	4月2日	県中 (須賀川市)	10代	女性	入院中	
9	4月3日	相双 (南相馬市)	30代	女性	入院中	6例目患者の濃厚接触者。
10	4月4日	相双 (南相馬市)	50代	男性	入院調整中	9例目患者の同居家族。
11	4月4日	相双 (南相馬市)	50代	女性	入院中	9例目患者の同居家族。
12	4月4日	相双 (南相馬市)	20代	男性	入院調整中	9例目患者の同居家族。
13	4月4日	県南 (矢吹町)	20代	男性	入院中	
14	4月4日	郡山市	70代	男性	入院中	
15	4月5日	県中 (須賀川市)	30代	男性	入院中	
16	4月5日	県中 (須賀川市)	50代	女性	入院中	
17	4月7日	福島市	40代	男性	入院調整中	
18	4月7日	福島市	50代	男性	入院調整中	
19	4月7日	福島市	40代	女性	入院調整中	18例目患者の同居家族
20	4月7日	福島市	30代	男性	入院調整中	

事例	陽性判明日	保健所 (市町村)	年代	性別	入院/退院	備考
21	4月7日					
22	4月7日					
23	4月7日					
24	4月7日					

新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について（17～20 例目）

令和2年4月7日（火）
担当：福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

本日（4月7日）、福島市保健所が行った新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

【17例目概要】

年代	40代
性別	男性
居住地	福島県（福島市保健所管内）
症状・経過	3月30日 ～4月6日 発熱（38.0度）咳、倦怠感、嗅覚障害 3月30日 市内医療機関受診 4月4日 市内医療機関受診 4月6日 帰国者・接触者外来受診 4月7日 新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	入院予定。本人は軽症。
備考	・海外渡航歴なし

※行動歴、濃厚接触者については保健所にて調査中

【18例目概要】

年代	50代
性別	男性
居住地	福島県（福島市保健所管内）
症状・経過	4月2日 ～4月6日 発熱、下痢、咳嗽、嘔気、嗅覚障害、味覚障害、倦怠感 4月3日 市内医療機関受診 4月6日 帰国者・接触者外来受診、胸部レントゲンにて肺炎所見あり 4月7日 新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	入院予定。本人は軽症。
備考	・海外渡航歴なし

※行動歴、濃厚接触者については保健所にて調査中

【19例目概要】

年代	40代
性別	女性
居住地	福島県（福島市保健所管内）
症状・経過	3月31日 ～4月6日 発熱（38.3度）、下痢、咳嗽、嗅覚異常、味覚異常、倦怠感、嘔気 4月1日 市内医療機関受診、胸部レントゲン異常なし 4月6日 帰国者・接触者外来受診、胸部レントゲンにて肺炎所見あり 4月7日 新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	入院予定。本人は軽症。
備考	・海外渡航歴なし ・県内患者18例目の同居家族

※行動歴、濃厚接触者については保健所にて調査中

【20例目概要】

年代	30代
性別	男性
居住地	福島県（福島市保健所管内）
症状・経過	3月30日 倦怠感 4月2日 発熱（39.3度）、市内医療機関受診 4月3日 発熱（37.0度）、市内医療機関受診 4月4日 発熱継続し、市内医療機関受診 4月6日 発熱（38.5度）、市内医療機関受診、倦怠感、帰国者・接触者外来受診 4月7日 新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	入院予定。本人は軽症。
備考	・海外渡航歴なし

※行動歴、濃厚接触者については保健所にて調査中

<報道機関の皆様へ>

患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について (21 例目)

令和2年4月7日 (火)
担当：福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

本日(4月7日)、県衛生研究所が行った新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

【21 例目概要】

年代	50代
性別	男性
居住地	福島県(郡山市保健所管内)
症状・経過	3月31日 発熱(38℃台)、倦怠感、呼吸苦など出現 4月4日 保健所へ連絡 4月6日 市内医療機関を受診し、入院 4月7日 新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	本人は軽症
備考	千葉、横浜に訪問歴あり

※行動歴、濃厚接触者については保健所にて調査中

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 緊急事態宣言について

1 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

第32条（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）※施行令第6条

(1) 要件（第1項）

ア 対象 新型インフルエンザ等が国内で発生

肺炎、多臓器不全又は脳症その他大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること

イ 状態 その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態（「新型インフルエンザ等緊急事態」）が発生したと認めるとき

感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない場合

感染者が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の方法（第1項）

ア 新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示

(ア) 措置を実施すべき期間（2年以内）

(イ) 措置を実施すべき区域

(ウ) 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

イ その旨及び当該事項を国会に報告

2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された場合の知事の権限

(1) 第33条（都道府県対策本部長の指示）

市町村長、指定公共機関、指定地方公共機関に対する総合調整に基づく措置が実施されない場合、必要な指示をすることができる。

指定公共機関 日銀、日本赤十字、医師会、医療・医薬品等製造販売、電気・ガス、輸送、通信事業者等

指定地方公共機関 医療関係機関、医療機関、医薬品等卸販売業者、ガス事業者、貨物運送事業者等

(2) 第45条（感染を防止するための協力要請等）

ア 外出自粛

県民に対し、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅から外出しないことを要請することができる。

生活の維持に必要な場合

医療機関への通院、生活必需品の買い物、必要不可欠な職場への出勤、健康維持のための散歩やジョギングなど（内閣官房HPより）

イ 多数の者が利用する施設の使用制限 ※施行令第11条

次の施設管理者等に対し、使用（催物の開催）の制限・中止、停止を要請することができる。

⇒ 要請に応じないときで、知事が必要があると認めるときは、指示が可能

⇒ 知事が要請・指示をしたときは、その旨を公表（個別施設名を公表）

(ア) 学校、保育所、介護施設

(イ) 床面積の合計が1,000㎡を超えるもの

1,000㎡未満でも、厚生労働大臣が定めて公示するものは対象

大学・専修学校・各種学校、劇場・観覧場・映画館・演芸場、集会場・公会堂、展示場、百貨店・マーケット、ホテル・旅館、体育館・水泳場・ボーリング場・遊技場、博物館・美術館・図書館、キャバレー・ナイトクラブ・ダンスホール、理髪店・質屋・貸衣装屋、自動車教習所・学習塾その他学習支援業等

(3) 第49条（臨時の医療施設を開設するための土地等の使用）

当該土地等の所有者及び占有者に対し、同意を得て、土地、家屋・物資を使用することができる。

⇒ 所有者等が同意をしないとき（同意を求めることができないとき）で、知事が特に必要があると認めるときは、同意を得ないで使用が可能

(4) 第50条（物資及び資材の供給の要請）

国の省庁、地方機関に対し、必要な物資・資材の供給についての要請をすることができる。

(5) 第54条（緊急物資の運送）

鉄道事業者、運送事業者、医薬品等販売事業者等に対し、必要な物資又は資材の運送、医薬品等の配送についての要請をすることができる。

⇒ 要請に応じないとき、運送・配送の指示が可能

(6) 第55条（物資の売渡しの要請）

特定物資（生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送業で取り扱うもの）の所有者に対し、売渡しを要請することができる。

⇒ 要請に応じないとき、物資の収用が可能

⇒ 物資の保管を命ずることが可能

(7) 第56条（埋葬および火葬の特例）

埋葬または火葬が困難な場合、厚生労働大臣が定めるところにより、知事が埋葬又は火葬を行わなければならない。

(8) 第59条（生活関連物資等の価格の安定等）

生活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する調査、監視の措置を講じなければならない。

(9) 第72条（立入検査等）

土地使用（第49条）、物資収容・物資保管（第55条）のために必要があるときは、立ち入り、検査することができる。

＜県民の皆さまへのメッセージ＞

本日、改正新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、5月6日までの1カ月間、東京都や埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、大阪府、福岡県の7都府県を対象に発令されました。

県民の皆さんには、改めて次の4つについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 咳エチケットや手洗いをはじめとした基本的な感染症対策を徹底してください。また、「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を避けるようお願いいたします。
- 緊急事態宣言の対象となった地域への不要・不急の往来や当該地域から本県への移動は控えるようお願いいたします。
- 就職や転勤などのやむを得ない事情で転入される方につきましては、感染拡大防止の観点から2週間は外出を控えていただくとともに健康管理を徹底していただき、少しでも症状があれば速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡されるようお願いいたします。
- 新型コロナウイルスの陽性となった方やその関係者に対する差別や偏見はしないようお願いいたします。

自分を守ること、そして自分の大切な人を守る行動が社会を守ることにつながります。

全県一丸となってこの困難を乗り越えていけるよう、皆さんのお力添えをよろしくお願いいたします。

令和2年4月7日

福島県知事 内堀 雅雄